

日本保証による時効債権等の取立、司法の濫用等の停止を求める決議

弁護士、司法書士、被害者の会、学識者などで構成する市民団体「武富士・日栄債権取立対策会議」（共同代表 弁護士釜井英法 弁護士鈴木嘉夫 以下「当会議」という。）と「全国青年司法書士協議会」は共同で、本年10月2日、近畿財務局に対し、（株）日本保証（旧商号ロプロ、更生会社株式会社武富士の消費者金融事業を吸収分割により承継）について、登録取消または業務停止処分、業務改善命令を求める申立をした。

日本保証が原告となった東京簡裁及び大阪簡裁の裁判記録計500件を調査したところ、ほとんどが東京、大阪以外に住所地を有する被告に対する提訴であり、消滅時効期間が経過しているケースでの提訴も相当数見られるなどの問題点が明らかになった。さらに、上記調査を契機に日本保証が原告となった裁判例の収集・検討を行ったところ、下記【被害事例】のとおり、数々の問題が明らかになったからである。

記

以下の被害事例では裁判所が日本保証の請求を全て棄却している。

【被害事例1】消滅時効期間が経過している事例で、消滅時効を援用できることを知らない顧客が専門家に相談することを阻止して、支払を迫り、一部弁済をさせた上、訴訟提起した事例（東京簡易裁判所平成25年6月25日判決）。

【被害事例2】消滅時効期間が経過している事例で、日本保証の社員から、「『どんなことがあっても借金は無くならないよ。このままにしておいたら、家族や職場にも連絡するから。』、『こっちも、あんたのためにわざわざ静岡にまで社員を派遣してお金を使っているんだから、とにかく今週の金曜日までにいくらかでも支払ってくれ。』などと本件貸金債権の一部支払を迫られ、家族や職場に知られることを恐れて困惑した結果」、2000円を振込送金させられた。日本保証は、顧客が上記2000円を振り込んだ平成24年10月12日から1か月も経っていない同

年11月8日に訴訟を提起した事例（東京簡裁平成25年3月15日判決）。

【被害事例3】消滅時効の完成を妨害するため、債務者がしていない返済（＝時効中断）を装うという、架空弁済問題が発生している（浜松簡裁平成25年1月17日判決、大阪地裁平成25年7月26日判決）。

【被害事例4】会社分割においても、通常の債権譲渡と同様、債務者に対し貸主の地位を主張し貸金返還請求をするには、債務者に対する対抗要件としての通知が必要であるにもかかわらず、日本保証は債務者への債権譲渡通知を欠いたまま取立や訴訟をしている（東京簡裁平成25年2月1日判決 東京地裁平成25年6月24日控訴棄却判決後確定）。

日本保証が東京・大阪の両簡裁で組織的に大量の訴訟を提起していることからすると、これらの被害は氷山の一角であると思われる。当会議は、日本保証に対し、こうした違法・不当な取立を即時に止めるように求めるとともに、近畿財務局に対しては、同社に対し速やかに厳正な行政処分を命じるように求める。

また、当会議は、裁判所に対し、こうした被害を未然に防止し、裁判・司法の濫用を許さないため、以下の方策・運用を求める。

- ①日本保証が消滅時効期間を経過した債権につき、貸金請求訴訟を提起したときには（支払督促の申立ても同様）、これを受け付けない運用とすること。
- ②日本保証による提訴がなされたときには、被告である債務者の住所地を管轄する裁判所に移送決定をすること。
- ③被告である債務者の実質的な防御権を保障するため、訴状の送達にあたり添付する答弁書のひな形に、移送申立を求めること及び消滅時効を援用することについてのチェックボックスを設けること。

平成25年10月27日

第33回 全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会 in 仙台参加者一同